



エコマークは(公財)日本環境協会が自主的に運営している事業です。エコマークの活動予算は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からの商品認定審査料でまかなわれています。「エコマークニュース」では、「エコマーク事業実施要領」に基づき、エコマーク事業に関する情報を提供しています。

### 認定基準に関するお知らせ

#### 認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付

以下の認定基準案の公表およびパブリックコメントの受付を行いますので、お知らせいたします。

類型番号	商品類型名	公表期間 (30日間)
155	「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」	2014年3月1日～3月30日

#### 商品類型 No.155「複写機・プリンタなどの画像機器 Version1」について

複写機・プリンタなどの画像機器は、オフィスや家庭で欠かすことのできない事務機器です。エコマークでは現在 No.117「複写機 Version2」、No.122「プリンタ Version2」認定基準がありますが、この度、これらの基準の全面的な見直しを実施しました。

今回の基準策定(見直し)では、特に使用段階のエネルギー消費について、先導的なレベルの基準値を設定したほか、総合的な環境負荷低減を目指し、資源循環に貢献する製品設計や使用済機器・消耗品の回収の仕組み、トナー・インク等の化学物質、TVOC(総揮発性有機化合物)や微粒子の放散の基準値等の基準項目についても大幅に強化しました。

基準案策定の背景としては、これらの機器は国際的にも広く流通しており、各国の政府や行政機関等でも使用されているため、タイプI環境ラベルの取得やグリーン公共調達基準への適合に関するニーズが特に高く、基準の国際的な調和が求められています。エコマークでは、海外のタイプI環境ラベル機関との相互認証を積極的に進めており、これまでに6機関と相互認証協定の締結し、複写機・プリンタ分野で400機種を超える相互認証の活用事例があります。そのため、海外環境ラベル機関との相互認証のさらなる推進を念頭に、各国で参考とされているドイツ ブルーエンジェル RAL-UZ171「プリント機能付き事務機器」(2012年7月制定)および「国際エネルギースタープログラム」基準(2014年1月発効)との整合を図ったほか、国内のグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)で対象としている、ファクシミリ、スキャナを新たに対象範囲に加えました。

◆認定基準案、パブリックコメントの受付については、次ページの要領、またはエコマーク事務局ホームページ (<http://www.ecomark.jp/nintei/public/>) をご覧ください。

#### 認定基準の改定

以下の認定基準の部分的な改定の実施について、お知らせいたします (Version の No.は改定前のもの)。

類型番号	商品類型名	改定日
137	「建築製品 (外装・外構工事関係用資材) Version1.7」 分類 D - 2 ～木材・プラスチック再生複合材～」	2014年4月1日
150	「電球形 LED ランプ (A 形) Version1.0」	

◆改定点の詳細については、([http://www.ecomark.jp/office/organization/deliberation\\_data/](http://www.ecomark.jp/office/organization/deliberation_data/)) をご覧ください。

## 認定基準の改定（つづき）

用紙関係の用語の定義に係る以下の認定基準の改定の実施について、お知らせいたします（Version の No. は改定前のもの）。

類型番号	商品類型名	改定日
106	「情報用紙 Version3」	2014年4月1日
107	「印刷用紙 Version3」	
108	「衛生用紙 Version2」	
112	「文具・事務用品 Version1」	
113	「包装用紙 Version3」	
114	「紙製の包装用材 Version2」	
120	「紙製の印刷物 Version2」	
130	「家具 Version1」	

◆改定点の詳細については、([http://www.ecomark.jp/office/organization/deliberation\\_data/](http://www.ecomark.jp/office/organization/deliberation_data/)) をご覧ください。

### 《認定基準案に関する意見送付要領》

以下の1～3の項目を記入し、郵便、FAX、Eメールのいずれかの方法で送付して下さい。

1. 氏名、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、職業
2. 意見を提出するエコマーク商品類型の認定基準案分類名：「複写機・プリンタなどの画像機器」
3. 上記認定基準案についての意見（日本語によるものとします）

#### ○ 郵送の場合

所要事項を明記の上、書面（A4）にて、3月30日（日）（同日消印有効）までに、下記宛にお送り下さい。

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9階

公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課宛 TEL 03-5643-6253

#### ○ FAXの場合

所要事項を明記の上、3月30日（日）17時までに、下記宛にお送り下さい。

FAX番号 03-5643-6257

#### ○ Eメールの場合

3月30日（日）17時までに、下記宛にお送り下さい。

Eメールアドレス [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

※ メール の 件名 に、「パブリックコメント」という語を含むようにお願いします。

※ 電子ファイルで送付される場合は、ワードまたはエクセルでお願いします。

◆「複写機・プリンタなどの画像機器」認定基準書および解説は、エコマーク事務局 ウェブサイトで公開しています。（URL：<http://www.ecomark.jp/nintei/public/>）

エコマークニュース 臨時号 2014年3月1日発行

編集・発行 / 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL：基準・認証課 03-5643-6253 FAX：03-5643-6257（各課共通）

総務・契約監査課 03-5643-6255

普及・国際協力課 03-5643-6255

ホームページ：<http://www.ecomark.jp/>

E-mail：[info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

エコマークは（公財）日本環境協会の登録商標です。

